

2020 年度
過疎地等における石油製品
の流通体制整備事業
(単年度分)

地下埋設物等の撤去工事に
申請手引書

一般社団法人 全国石油協会

2020 年 7 月

2020年度単年度分予算額と受付期間等について

1. 予算額

工事種類	予算額
撤去工事	4.0億円
漏えい防止工事	
地下埋設物等関連工事	
簡易計量機設置工事	

2. 受付期間：下記期間以外の受付はできませんのでご注意ください。

受付期間 (日付は、本会到着日を指しています)
2020年8月4日～2020年8月24日

- 交付決定は、各受付期間終了後に開催する審査委員会での審査を経て行います。
- 審査の際に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年十二月十一日法律第九十五号）」に基づく「国土強靱化地域計画」を策定している地域からの申請については配慮をいたしません。（該当地域については、内閣官房HPをご参照ください。）
- 受付期間中であっても予算を消化した場合は受付を終了しますので、早めに申請くださるようお願いいたします。

3. 実績報告書締切日：補助事業完了(工事代金の支払)後30日以内

(最終期限：2021年2月10日(本会着))

- 提出締切日に間に合わない場合、補助金が交付されませんので、ご注意ください。
- 上記日付とは別に、各石油組合で締切日を設定していることがありますので、石油組合に確認してください。

4. 交付決定額（補助金の額）算出のイメージ

交付決定額（補助金の額）は、工事費総額のうち「補助対象経費（上限額あり）」に補助率（2/3）を乗じて求めます。

そのため、工事費総額に補助率を乗じた額より少なくなりますのでご注意ください。

交付決定額（補助金額）の算出イメージ

工事費総額 1,200 万円、うち補助対象経費 900 万円、補助率 2/3 の場合

工事費総額
(1,200 万円)

補助対象経費
(うち、900 万円)

交付決定額=600 万円
(900 万円×2/3)

※見積額には、補助対象外の経費が含まれていますので、交付決定額は必ずしも見積額の 2/3 にはなりません。

補助対象外の経費が多いほど自己負担が増すこととなります。

上記のようなケースが相当ありますので、申請者ご自身で見積書確認を行うなど十分注意してください。

5. 補助事業にかかる経理について、次の通りにしておく必要があります。

- ・補助金以外の経理と明確に区別し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておいて下さい。
- ・当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類について、補助事業完了の日の属する会計年度（4月1日～3月31日）の終了後5年間保存して下さい。
- ・当該証拠書類について、本会や国から要求があった時は、いつでも提供・閲覧できるようにして下さい。



- ・工事契約は、交付決定通知を受理した後に契約締結して下さい。申請前に契約締結しないで下さい。
- ・工事を終えているものや既に着工している場合は、本事業を利用することはできません。
- ・本事業は、資機材の入手遅れ、作業員不足、天候不順等による期限の延長は認められません。
- ・工事終了期限・実績報告書提出締切日に間に合わない場合、補助金が交付されません。
- ・土壌等の汚染があった場合の補助金については、11 ページを参照して下さい。

6. 法人インフォメーションへの掲載

平成29年度の予算執行から、経済産業省の全ての補助金について、間接補助金の情報を法人インフォメーション※に原則掲載することとなっております。

当事業に係る補助金の交付決定等に関する情報等（交付決定日（採択日）、交付決定先（採択先）、法人番号、交付決定額等）についても、法人インフォメーションに原則掲載されることとなりますので、事前にご承知置きください。

(※) 法人インフォメーションとは、法人番号の開始に伴い、政府の IT 戦略である「世界最先端 IT 国家創造宣言」(閣議決定)に基づき運用している情報提供サイトであり、法人が政府より受けた補助金や表彰、許認可等の法人活動情報を掲載しています。

(<http://hojin-info.go.jp/hojin/TopPage>)

※本会・資源エネルギー庁等による現地調査を行うことがあります。

目 次

1. 事業概要.....	5
2. 補助金の申請から交付までの流れ.....	6
3. 申請資格.....	7
4. 土壌等の汚染浄化工事について.....	11
5. 補助金の額.....	13
6. 事業実施にあたっての注意点.....	15
7. 工事内容が変更になる場合.....	17
8. 申請時に必要な書類.....	18
9. 実績報告時に必要な書類.....	20
10. 写真の撮り方.....	21
11. 実績報告書の提出について.....	25
12. 補助金支払い請求書の提出について.....	25
巻末「資源エネルギー庁から消費税の表示方法についてのお願い」.....	26

1. 事業概要

「過疎地等における石油製品の流通体制整備事業」とは、過疎地等における石油製品の安全かつ効率的な安定供給体制の確保を目指すために、揮発油販売業者等が行う次の工事にかかる費用の一部を補助する事業であり、下記に基づき実施するものです。


◎工事の種類

・地下埋設物等の撤去工事

給油所閉鎖時における、地下タンク・配管を撤去する工事

「地下埋設物等の撤去工事」を行う場合、次の全てを満たしていることが前提です。

- ・ 中小企業等。
- ・ 財務状況の厳しい者。（具体的な条件は8ページ参照）

 工事を終えているものや既に着工している場合は、本事業を利用することができません。

<企業規模の定義>

- ・ 「中小企業等」：中小企業基本法第2条第1項に基づく会社（株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社）及び個人をいいます。なお、小売業、卸売業については以下①、②になります。

①小売業の場合：資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人をいいます。

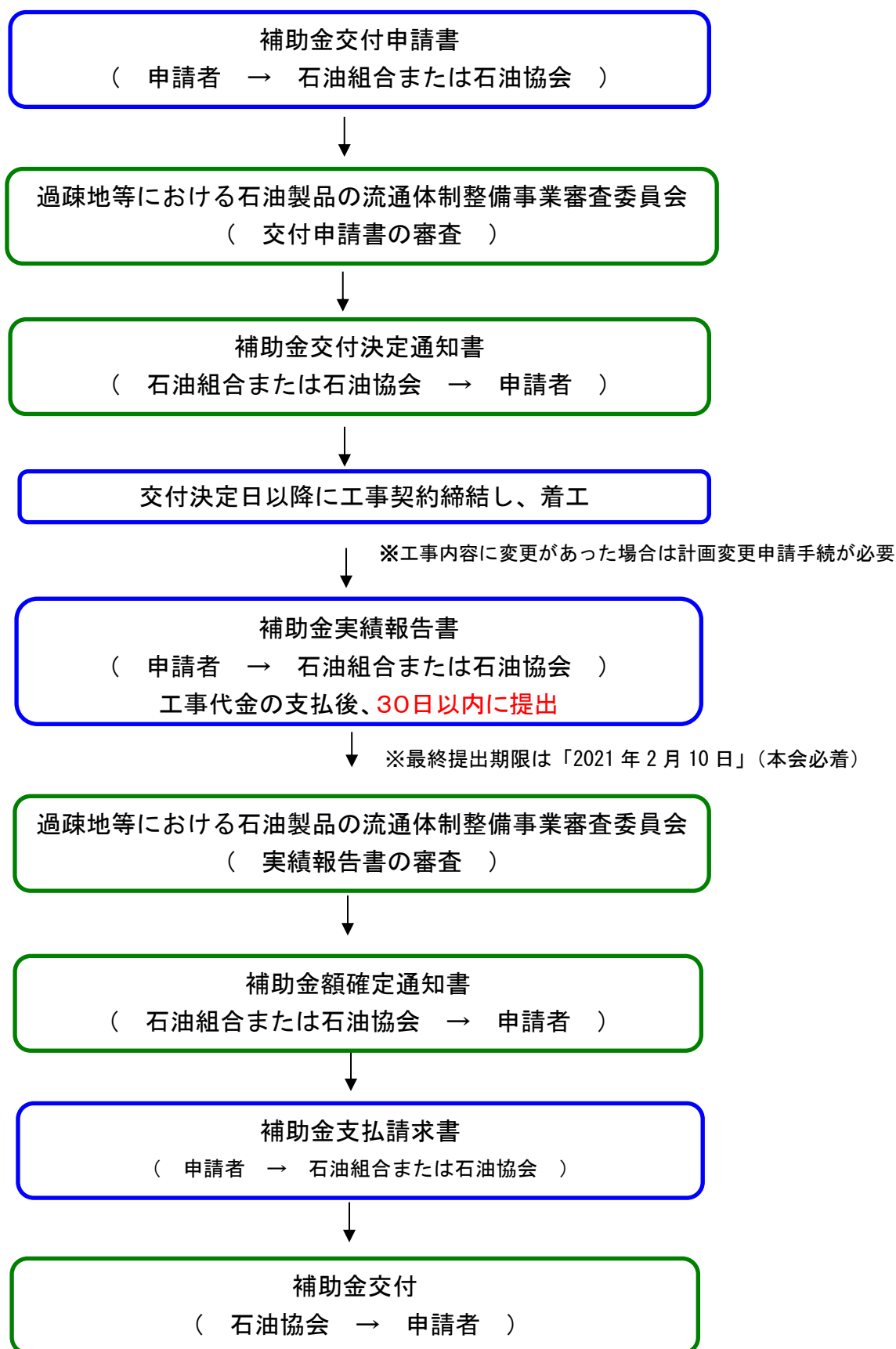
②卸売業の場合：資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人をいいます。

※「卸売業」：副特約店等の他の揮発油販売業者に石油製品の卸売りを行うことをいいます。

※兼業の場合、直近1年間の売上高が一番大きい事業によって業種が決まります。（決算書類の提出が必要）小売業または卸売業に該当しない方は、本会まで直接ご連絡ください。

- ・ 「非中小企業」：中小企業等の定義に該当しない者をいいます。
※協同組合及び〇〇法人等の団体は「非中小企業」に含まれます。
- ・ 「地方自治体」：地方自治法に規定する地方公共団体をいいます。

2. 補助金の申請から交付までの流れ



補助金支払請求書の提出から実際に補助金が送金されるまで、概ね1ヶ月程度要します。

3. 申請資格

1) 地下埋設物等の撤去工事

次の「①申請者の資格」と「②申請給油所の資格」の両方を満たしていなければ、申請することができません。

①申請者の資格

次の全条件を満たし、ア)、イ)、ウ)の何れかに該当する者

○中小企業等^{※1}。

○財務状況の厳しい者^{※2}。

ア) 申請給油所を所有し運営している揮発油販売業者。

イ) 閉鎖した申請給油所を所有し運営していた揮発油販売業者で、申請給油所の揮発油等の品確法に基づく登録失効日が、本事業の申請の日から起算して3年を超えない者。

ウ) 下記の何れかの理由で、給油所運営者が給油所を運営できなくなった場合には、運営者である他社（他者）に給油所を貸与していた所有者。（他社（者）は、申請給油所の品確法に基づく登録失効日が、本事業の申請の日から起算して3年を超えない者）

（運営できなくなった理由）

- ・ 賃借人である運営者（他者）が、申請時点より3年以内に死亡した場合。
- ・ 賃借人である運営者（他社・他者）が、申請時点より3年以内に倒産（破産）した場合。
- ・ 賃借人である運営者（他社・他者）と交わした給油所賃貸借契約を、申請時点より3年以内に解約している場合。

※1 企業規模の定義は、5ページを参照。

※2 「財務状況の厳しい者」は、次ページ参照。

※ 上記イ)、ウ)の場合には、申請時に申請給油所の品確法登録を廃止していることがわかる書類（品確法に基づく「廃止届」写し、又は「変更登録申請書」写し（経済産業局の受領印のあるもの）の提出が必要となります。）

※ 賃貸借契約等で賃借人である当該給油所運営者（所有者ではない者）が撤去工事の義務を負う契約内容となっている場合は、ご相談ください。

● 「財務状況の厳しい者」

直近期末の決算書等にて、下記の何れかの条件に該当する者。

(直近期末の決算書等にて下記のア)、イ) 及びウ) のいずれにも条件が該当しない者は、過去3期(直近期末を含めて)の決算等のうち1期分において条件に該当すれば可。 **その場合決算書類は該当年度だけではなく過去3期全て提出すること)**

ア) 申請者の直近期末の決算書等における当期純利益が、申請する工事費における補助対象経費の合計額(専用見積書の網掛け部分の金額の合計額)に満たない者。

別紙：財務状況の判定

1. 決算(会社全体)		2. 貸借対照表に基づく財務状況(会社全体)	
売上高	千円	純資産額 (B)	千円
売上原価	千円	固定資産額 (C)	千円
売上総利益	千円		
販売費・一般管理費	千円	現金・預金 (D)	千円
営業利益	千円	借入金 (E)	千円
営業外収益	千円		
営業外損失	千円		
経常利益	千円		
特別利益	千円		
特別損失	千円		
税引前当期利益	千円		
法人税等	千円		
当期純利益 (A)	千円		

※実際の補助金額は見積額と基準単価を比較した金額が基準となります。

見積書上の補助対象経費の合計額 (F)

※当期純利益(A)欄には、損益計算書等の最終利益(損失)を必ず記載。(個人は総所得)

過疎地等における石油製品の流通体制整備補助事業 申請用見積書(撤去工事用)	
見積先	姓
合計金額	円
工事費	
工事材料費	
基本費	
その他	

品名	数量	単価	金額
...

品名	数量	単価	金額
...

見積書上の補助対象経費の合計額
(網掛け部分の費用の合計)

見積書上の補助対象経費の合計額
(F)

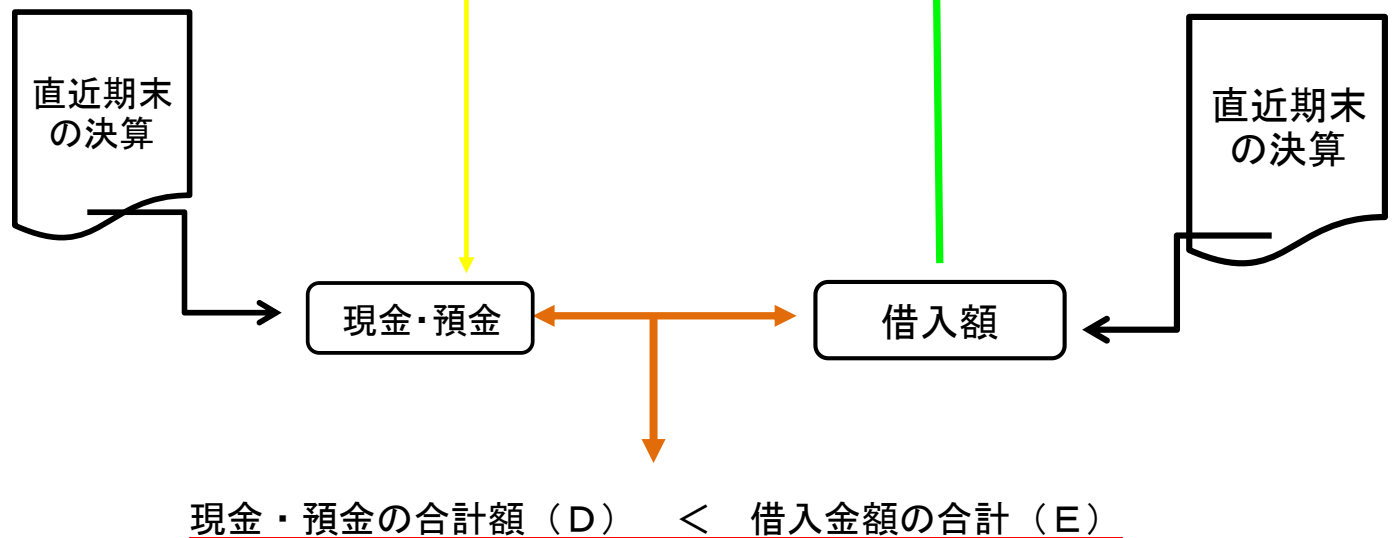
当期純利益 (A)

当期純利益 (A) < 見積書上の補助対象経費の合計額 (F)

イ) 申請者の直近期末の決算書等において、「純資産額」が「固定資産額」未満である者。



ウ) 申請者の直近期末の決算書等において、「現金及び預金の合計額」が「借入金額の合計」未満である者。



4. 土壌等の汚染浄化工事について

地下埋設物等の撤去工事の工事途中で油漏れが確認された場合には、下記に基づいて土壌等の浄化工事についても補助金が受けられます。

ただし、補助金の額は、すでに交付決定を受けている該当工事の補助対象経費に浄化工事に係る補助対象経費を加算した合計額と補助対象経費の上限額（撤去工事：1,000万円）の何れか低い額に、補助率を乗じた額となります。

①土壌等の浄化工事に関する補助金を受けするための条件

（次の全ての要件を満たす工事）

- ア) 地下埋設物等の撤去工事の交付決定を受けていること。
- イ) 土壌状況調査を実施し、ベンゼン・鉛が環境基準値を超えていること。
- ウ) 地方自治体に提出する「汚染拡散防止計画書」等に基づき、汚染土壌等を浄化すること。（シートパイル等で汚染を囲い込む場合は対象外）
- エ) 地方自治体に提出する「汚染拡散防止計画書」等に「汚染の状況（汚染物質）と汚染範囲」、「浄化方法」、「浄化工程と浄化期間」、「浄化業者及び浄化完了確認調査業者」等が記載されていること。
- オ) 「汚染拡散防止計画書」等が、地方自治体に受理されていること。
- カ) 「汚染拡散防止計画書」等に基づく浄化工事終了後、地方自治体に「汚染拡散防止措置完了届」等が受理され、申請している地下埋設物等の撤去工事が終了し、本会の指定する日までに、実績報告書を提出できること。

②土壌等の浄化工事実施に関する注意点

- ア) 油漏れが発覚した時点で、施工中の工事を中止してください。
- イ) 所轄消防署、地方自治体関係部署、本会に報告してください。

③土壌等の浄化工事に関する補助金の申請について

土壌等の浄化工事に関する補助金を受けるには、既に申請している地下埋設物等の撤去工事に関する申請とは別に、浄化工事部分に関する計画変更申請をしなければなりません。

土壌等の浄化工事は、本会からの工事開始許可（計画変更承認通知）後に工事を開始しないと補助金交付の対象となりません。万一、許可前に工事を開始した場合は、補助金が交付されませんので十分注意してください。

ア)「汚染拡散防止計画書」等の作成について

①の「土壌等の浄化に関する補助金を受けるための条件」を満たすよう「汚染拡散防止計画書」等の下記の点に注意し作成するよう、施工業者に指示してください。

- ・ 地方自治体と本会の両方が求める条件を記載するようにしてください。
- ・ 補助金を受けるための条件が記載されないまま地方自治体に受理されてしまうと、補助金が受けられない場合がありますので、地方自治体に提出する前に、原案を本会に確認してください。

イ) 見積書について

- ・ 見積書には、土壌等の浄化に関する費用と浄化完了確認調査費用を計上してください。
- ・ 見積書は、「汚染拡散防止計画書」等に記載されている「浄化業者」又は「浄化完了確認調査業者」から求めてください。
- ・ 見積書の様式指定はありません。
- ・ 「汚染拡散防止計画書」等に記載されていない作業費用は、補助金の対象外となります。

ウ) 提出書類について

- ・ 過疎地等における石油製品の流通体制整備事業計画変更等承認申請書（計画変更申請書の様式は、本会ホームページからダウンロードできます。）
- ・ 「汚染拡散防止計画書」等
- ・ 見積書
- ・ 工事請負契約書等写し
- ・ 日付入り現況写真
- ・ その他本会が要請する書類

④対象となる費用

地方自治体等に提出する「汚染拡散防止計画」等を履行するための費用。



- ・ 汚染状況を特定するための詳細調査費用は対象となりません。
- ・ 消防機関等からの指示による応急措置にかかる費用は対象となりません。

予算残額により、浄化工事に関する補助金を受けられない場合があります。

5. 補助金の額

①補助の対象となる項目

補助の対象となる項目は、見積書の見積項目のうち、次の項目（専用見積書は網掛け部分の項目）となります。

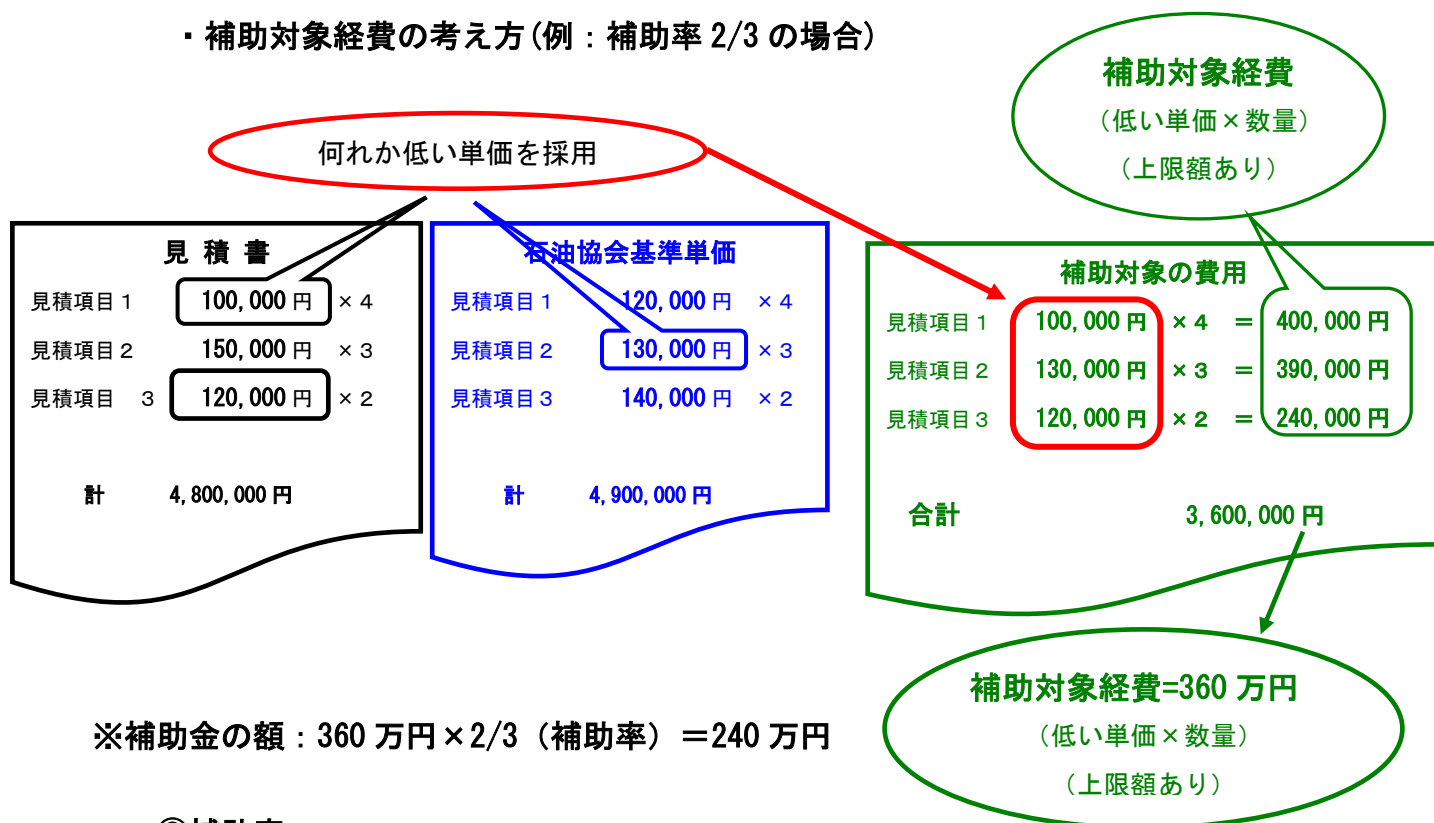
・ 地下埋設物等の撤去工事

- | |
|-----------|
| 1. 共通仮設等費 |
| 2. 解体工事 |

②補助対象経費と基準単価

①の「補助の対象となる項目」にあたる見積書の単価と、本会が設定している項目ごとの基準単価（作業項目ごとに上限単価を設定）を比較し、何れか低い単価に数量を乗じて得た項目ごとの額の合計額と補助対象の費用の何れか低い額が、補助対象経費（上限額あり）となります。

・ 補助対象経費の考え方(例：補助率 2/3 の場合)



③補助率

	企業規模	給油所所在地	補助率
●地下埋設物等の撤去工事	中小企業等		2 / 3

④補助対象経費の上限額

工事種類	上限額
●地下埋設物等の撤去工事	1,000万円(土壌浄化費用を含む)

⑤補助金の額

前ページの②補助対象経費と基準単価の「・補助対象経費の考え方」により算出した補助対象経費(工事種類毎に上限額あり)に③補助率を乗じ求めた額が補助金の額となります。

(申請に基づき審査された補助金の額は限度となり、実際に交付する補助金と異なる場合があります。)

6. 事業実施にあたっての注意点

・工事に関する注意点

ア) 事前着工(契約及び受発注を含む)は不可

申請書類を本会で審査し不備等が無ければ、工事開始許可(交付決定通知)を送付します。工事着工(契約等を含む)は、工事開始許可後でないとは補助金交付の対象となりません。万一、許可前に工事を開始した場合は、補助金が交付されませんので十分注意してください。

イ) 分割発注は不可

本事業を利用する場合、何れの工事も複数の施工業者に分割して発注することを認めていません。必ず1事業者に発注してください。

ウ) 見積書の取り方

本事業専用見積書を使用し、必ず2業者以上から同一内容の見積書を取得してください。(原本を提出してください)
(専用見積書の様式は、本会ホームページからダウンロードできます。)

エ) 他の補償(補助)金の重複禁止

道路拡幅工事等により、国や地方自治体等から地下タンク・地下配管等にかかる補償金等を受けている場合は、本補助金の交付対象となりません。

オ) 発注先の要件等

- ・受注する工事の全部または一部を自ら施工することができる事業者
- ・不適格要件に該当しない事業者
【不適格要件】：本会が実施する補助事業に関し、不正又は不誠実な行為を行い本会から処分を受けた者(社)で、その執行を終えた日から2年を経過しない者(社)
- ・見積書を取得した施工業者の中から、最も安価な事業者に発注してください。

カ) 工事代金の支払について

補助金は、「撤去」にかかった工事費用の支払を確認した上で交付しますので、一旦工事費用を自己負担する必要があります。

キ) 工事工程写真について

工事工程写真に不備があると、その作業工程について補助対象項目から減額となりますので、施工業者に確実に写真を撮るよう指示してください。

ク) 利益排除について

発注先が申請者自身である場合（自ら施工する場合）は、次に基づき国の補助事業事務処理マニュアルに基づく「利益等排除」を行います。

国が示している補助事業事務処理マニュアルにおける「利益等排除の考え方

【補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方】

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など^{*}）をもって補助対象経費に計上します。

^{*}補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

○その他

ア) 補助事業に係る経理について、次の通りしておく必要があります。

- ・ 補助金以外の経理と明確に区別し、その収支状況を会計帳簿によって明らかにしておくこと。
- ・ 当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類（補助金申請手続きに係る全ての書類含む）について、補助事業完了の日の属する会計年度（4月1日～3月31日）の終了後5年間保存しておくこと。
- ・ 当該証拠書類について、本会や国から要求があった時は、いつでも提供・閲覧できるようにしておくこと。

イ) 補助金受給にあたって、次の法令遵守義務が生じます。

- ・ 交付申請書に添付する「誓約書」（別紙1）の内容については、補助金の交付を受けた年度末まで、要件を満たす必要があります。
万一、要件を満たさなくなった場合は、補助金交付前であれば申請の取消を行ってもらい、交付後であれば補助金の取消し及び返還が必要になる可能性がありますので、ご注意ください。
- ・ また、補助事業実施期間中に、会社の合併、統合、名称変更、代表者変更等があるときは、必ず本会に対し報告して下さい。
- ・ 補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、業務方法書及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることとなります。

○ 交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付。

- 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定の不実施。
- 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

ウ) 本事業と並行し、本会が取扱う「環境保全利子補給事業」を申請する場合は、本事業の交付決定後にその交付決定通知書を添付して申請してください。

7. 工事内容が変更になる場合

当初の工事内容が変更になる場合は、変更となる工事箇所の契約等及び着工する前に、必ず変更に関する以下の手続が必要となります。

ア) 変更内容に基づく見積書の取得

変更する内容に基づき、本事業専用見積書様式で工事請負業者から改めて見積書を取得してください。この見積書には、変更箇所以外の作業項目も含めた全ての費用を計上するようにしてください。

イ) 計画変更申請手続き

「過疎地等における石油製品の流通体制整備補助事業計画変更等承認申請書」を作成し、申請窓口に提出してください。

(計画変更申請書の様式は、本会ホームページからダウンロードできます。)

ウ) 変更見積書に基づく工事請負契約書の締結

提出された書類を本会で確認し、事業審査委員会において記載内容及び添付書類が適正と判断されれば、本会から申請者に対し「過疎地等における石油製品の流通体制整備補助事業計画変更等承認通知書」を送付しますので、届いた後に、変更見積書に基づき、工事請負業者と「変更工事請負契約書」を取り交わして下さい。

エ) 工事着工

変更工事を開始してください。*

※「過疎地等における石油製品の流通体制整備補助事業計画変更等承認通知書」が届く前に契約した場合は、補助金の対象外となります。

8. 申請時に必要な書類

- ・「補助金交付申請書(様式流通体制第1号)、誓約書、誓約書(暴力団排除に関する誓約事項)並びに役員等名簿(申請者が、個人事業主の場合でも提出は必須)等」は、本会ホームページからダウンロードしてください。
- ・申請書の添付書類は、以下の通りです。

地下埋設物等の撤去工事

ア) 申請給油所を所有し運営している者が申請する場合

- ・ 国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号の写し
- ・ 補助金で取得した財産に関する申告書
- ・ 企業規模を確認する書類として次のいずれかの書類(写:申請時において最新の内容であるもの)
 - * 「商業登記簿謄本」
 - * 「給与所得等の源泉所得税領収書(納付書)」
 - * 「法人事業概況説明書」
 - * 「法人県民税・法人事業税申告書」及び「課税標準の分割に関する明細書」
 - * 「法人県民税・法人事業税申告書」及び「均等割額の計算に関する明細書」
 - * 「所得税確定申告書」の第1表及び第2表
- ・ 卸売業者の場合は、次の何れかの書類(写:申請時において最新の内容であるもの)
 - * 「品質維持計画認定申請書」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書」(副特約店等の署名捺印のあるもの)
 - * 副特約店等との間で交わした「卸売販売契約書」
- ・ 別紙:財務状況の判定
- ・ 税務署に提出した直近期末の決算書類写し(税務署受付印のあるもの)

法人の場合	事業年度分の確定申告書(法人税:別表1-1)、決算報告書の表紙、貸借対照表、損益計算書等
個人事業主の場合	所得税及び復興特別所得税の申告書B、所得税青色申告決算書等

※電子申告の場合:「電子申告済」と記載されたものか、上記書類に加え税務署からの受領メール(受付けたことが判るもの)

- ・ 見積書原本(2業者以上)
- ・ 発注する施工予定業者の「商業登記簿謄本」写し又は建設関係事業を行う者(社)であることが確認できる書類写し
- ・ 発注する施工予定業者の者で、工事中現場に常駐する者の「甲種又は乙種第4類危険物取扱者免状」写し

- ・発注する施工予定業者の下請けとして他の施工業者がある場合は、作業役割が確認できる「現場組織表」（下請業者を想定していない場合には、その旨を記載して提出してください。未定の場合も同様）
- ・申請給油所の最新の日付入り現況写真(見積書に計上されている項目は必須)
- ・申請給油所の現況平面図（地下タンクの油種・容量及び配管が全て記載されているもの）
- ・すでに廃止している給油所を申請する場合は、品確法に基づく「廃止届」写し、又は「変更登録申請書」写し（経済産業局の受領印のあるもの）
- ・「建物不動産登記簿謄本」写し（申請時において最新の内容であるもの）又は「固定資産税評価証明書」等写し（申請時において最新の内容であるもの）
- ・その他本会が要請する書類

イ) 申請給油所を所有している者が申請する場合

- ・ア) と同じ書類に加えて、以下の書類
- ・賃借人である運営者の品確法廃止届写し（個人事業者である最終運営者が死亡した場合は、運営者の相続人と建物所有者との間で締結した「解約合意契約」写しでも可）又は変更登録申請書（経済産業局の受領印のあるもの）写し
- ・運営者が倒産（破産）している場合は、以下の何れかの書類
 - * 倒産した運営者に対する「当座勘定契約の解約に関する内容証明郵便」の写し
 - * 裁判所が倒産した運営者に対して発行した「更正手続開始決定通知書」写し
 - * 裁判所が倒産した運営者に対して発行した「整理開始決定通知書」写し
 - * 裁判所が倒産した運営者に対して発行した「民事再生手続開始決定通知書」写し
 - * 裁判所が倒産した運営者に対して発行した「破産宣告通知書」写し
 - * 裁判所が倒産した運営者に対して発行した「特別清算開始通知書」写し
- ・給油所賃貸借契約を解除している場合は、賃借人である運営者と締結していた「給油所賃貸借契約書※」写し及び以下の何れかの書類
 - * 「給油所賃貸借契約の解約合意書」写し
 - * 「賃貸借契約解除通知書（内容証明郵便）」写し及び「配達証明書」写し
 - * 「明け渡し判決」写し又は「契約解除に関する公示送達決定」写し（運営者が行方不明等で受領人がいない場合）

※給油所賃貸借契約書が締結されていない場合には、本会に直接ご相談ください。

- ・その他本会が要請する書類

9. 実績報告時に必要な書類

- ・「実績報告書（様式流通体制第10号）」は、本会ホームページからダウンロードして補助事業完了後(工事代金の支払)、**30日以内に提出**してください。
- ・実績報告書の添付書類は、以下の通りです。

地下埋設物等の撤去工事

- ・工事契約書写し又は受発注書写し
- ・工事請負業者が発行した「工事代金支払請求書」写し
- ・金融機関の受付印のある「振込依頼書」写し（工事代金の支払は振込みとしてください）
 - ※1. 代金の支払い名義は、必ず申請者と同一名義で振り込んでください。申請者以外の名義で振り込みますと補助金交付が困難となります。
 - ※2. 代金の支払いは、金融機関窓口での振込みでお願いします。やむを得ず金融機関窓口以外で代金を支払った場合は次の書類。
- ①インターネットバンキングを利用して振込みを行った場合は、次のいずれかの書類。
 - a. 「振込みの受付書類」及び「振込みの送金結果(振込日翌日以降の日付であるもの)」
 - b. 「振込みの受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ写し(当座支払いであれば、金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し)」
- ②小切手払いで行った場合は次の書類。
 - c. 「小切手の半券写し」
 - d. 「金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し」。
- ※3. 現金での支払い及び約束手形払いは不可。(補助金のお支払いができません場合があります。)
- ・工事代金の支出が確認できる申請者の金融機関の通帳又は元帳等の写し
- ・品確法に基づく「廃止届」写し又は「変更登録申請書」写し（経済産業局の受領印のあるもの）【申請時に提出している場合は不要】
- ・消防法に基づく「危険物取扱所廃止届出書」写し（市町村長（消防署等）の受領印のあるもの）
- ・日付入り工事工程写真
- ・次の何れかの地下タンク処分に関する廃棄物処理証明書
 - * 「マニフェスト伝票（D票又はE票）」写し
 - * 「有価物受入証明書」写し
- ・上記廃棄物処理証明書にかかる許可証等
 - * マニフェスト伝票に係る「産業廃棄物収集運搬業許可証」写し及び「産業廃棄物処分業許可証」写し
 - * 「有価物受入証明書」に係る「金属くず商許可証」写し、「廃棄物再生事業者許可証」写し又は、「古物商許可証」写し

- ・ 工事請負業者と下請事業者間の契約に関する書類の写し
- ・ その他本会が要請する書類

10. 写真の撮り方

工事工程写真は、補助の対象となる工事を確実にやっているかどうかを確認するための重要な書類です。

交付決定時に送付する「過疎地等における石油製品の流通体制整備補助事業における給油所工事の注意点について」で示した作業項目を、同紙に記載されている写真の撮り方に注意してください。具体的には、作業日・作業箇所等作業内容を確実に撮影するよう、施工業者に指示してください。

以下に地下埋設物等の撤去工事についての代表的な工事工程の事例を示しますので、参考にしてください。

- ・ 山留め工事（良い例：施工範囲が確認できる）



- ・ 山留め工事（悪い例：施工範囲が一部しか確認できない）



- ・油処理（残油処理（油抜き）：地下タンク内）



- ・キャノピー解体（撤去中）



- ・キャノピー解体（撤去後）



- ・計量機撤去中



- ・計量機積み込み



*ノズルの数が分かるように撮影すること。

- ・地下タンク撤去（地中から引上げ、運搬車の積載時に番号が見えること）



- ・油配管撤去

油配管撤去工事は、埋設状況によっては配管の種類や場所を特定しにくく、確実に撤去されていることを確認できない可能性があるため、出来るだけ多く写真を提出してください。



* 車両に配管を積込した写真は必要

- ・埋め戻し（山砂等を当該工事現場以外から運搬されていることが確認できる）



- ・整地（重機等で土砂を均していることが確認できる）



11. 実績報告書の提出について

○実績報告書（様式流通体制第10号）は、補助事業完了後(工事代金の支払)、**30日以内に提出**してください。

○最終提出期限は、2021年2月10日(協会到着日)

※ 最終提出期限の期間延長はありません(厳守)。最終提出期限を過ぎた場合、補助金のお支払いができませんので十分ご注意ください。

12. 補助金支払請求書の提出について

石油協会より送付された「額の確定通知書」の金額を確認し、補助金支払請求書に必要事項を記載のうえ、石油組合または石油協会に提出して下さい。

(様式書類は石油協会ホームページよりダウンロードして下さい。)

○補助金支払請求書(様式通体制第16号)

資源エネルギー庁から消費税の表示方法についてのお願い

○石油製品店頭価格の消費税表示方法について

令和元年10月より消費税が引き上げられましたが、その表示方法については、消費税法（昭和63年法律第108号）第63条に規定する総額表示義務の特例として、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しないもの等(※)としています。

しかしながら、サービスステーション(SS)における価格表示が主として走行中の車の中にいる者を対象とするとの特性を有することから、一般消費者の価格誤認や流通の現場での混乱を防ぎ、事務負担を軽減する観点から **2021年3月31日までの特例期間においても、SSにおける価格表示については総額表示としてください。**

◇消費税の表示に関するお問い合わせ先
資源エネルギー庁石油流通課
03-3501-1511(代)

※「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号）第10条